

子ども・子育て支援事業計画

**「量の見込み」の算出について**

---

**(検討資料)**

芦別市

# 1 「量の見込み」について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、計画の中で、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっている。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」（以下「第一期手引き」という。）を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載します。

## 「量の見込み」の考え方で追加された項目

「量の見込み」算定時から関わる事項となりますが、以下にまとめた項目は、確保の方策を記載する上でも検討が必要となります。

### 「量の見込み」の考え方で追加された項目

#### ◆「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」「改正基本指針（平成30年内閣府告示第56号）」を踏まえた項目

- 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと【手引き3】
- 都市開発部局との十分な情報共有【手引き4】
- 幼稚園における預かり保育等の取扱い【手引き7関係】
  - ・幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
  - ・一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合は、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
- 企業主導型保育施設の地域枠の活用【手引き8】
  - ・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない
- 特定教育・保育施設等の定員の取扱い【手引き9】
  - ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う
  - ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う

#### ◆発出した事務連絡等を踏まえた項目

##### ○量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について【手引き 2】

- ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査または抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）とすることも可能

##### ○放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項（H26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）【手引き 10】

- ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績の乖離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う

#### ◆政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

##### ○放課後子ども新総合プラン（仮称）を踏まえた量の見込みの算出【手引き 10】

- ・放課後子ども新総合プラン（仮称）では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

- ・ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法について

放課後児童クラブに関するニーズ調査の結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えないが、この場合においても、以下の点に留意すること。

（ア）放課後児童クラブの利用者には、保育所等を利用する家庭以外にも、父親または母親の双方またはいずれかが短時間勤務となる場合も含まれ得るが、第一期手引きにおいては、こうした家庭の類型である家庭類型のタイプC'及びタイプE'が含まれていない。そのため、量を正確に見込む観点から、対象となる潜在家庭類型に、こうした家庭類型を追加することが考えられること。（第二期量の見込みでは、含めて算出している。）

#### ◆その他、留意が必要な項目

##### ○0歳児の保育の量の見込みの算出について【手引き 5】

- ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

##### ○子育て短期支援事業の量の見込み【手引き 11】

- ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえ、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。

##### ○利用者支援事業の量の見込み【手引き 12】

- ・地域子育て支援拠点事業における量の見込みや子育て世代包括支援センターの設置を見据えること。また、基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。

# ＜量の見込みの算出方法について＞

## 1. 「量の見込み」を算出する目的

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

## 2. 「量の見込み」の算出方法

（「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」参照）

### ① ニーズ調査結果から量の見込みを推計する事業（全国共通で量の見込みを算出する項目）

#### 【教育・保育】

- 1号認定（満3歳以上）（幼稚園、認定こども園）
- 2号認定（満3歳以上）（保育所、認定こども園）
- 3号認定（0歳、1・2歳）（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

#### 【地域子ども・子育て支援事業】

- 時間外保育事業、○ 放課後児童健全育成事業、○ 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業、○ 一時預かり事業、○ 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業

### ② ニーズ調査結果によらず量の見込みを推計する事業

#### 【地域子ども・子育て支援事業】

- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業

## 2 「量の見込み」の算出方法

量の見込みの算出に当たっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、ニーズ調査）の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出する。

### （1）潜在的家庭類型数の算出

保護者の就労状況等から分類する潜在的家庭類型は以下のとおり。

■分類の仕方流れイメージ

配偶者がいない  
→はい タイプ A  
↓いいえ

両親がフルタイム  
→はい タイプ B  
↓いいえ

フルタイムとパートの共働き  
→はい タイプ C  
↓いいえ

パートの共働き  
→はい タイプ E  
↓いいえ

どちらかが無職（専業主婦（夫）  
→はい タイプ D  
↓いいえ

両親が無職  
→はい タイプ F

※C' と E' は C と E で働く時間数が異なるタイプを分類。

家庭類型	就労状況等
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム （就労時間：月 120 時間以上＋ 下限時間～120 時間の一部）※
タイプ C'	フルタイム×パートタイム （就労時間：月下限時間未満＋ 下限時間～120 時間の一部）※
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が 月 120 時 間以上＋下限時間～120 時間の 一部）※
タイプ E'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが 月 120 時間以上＋下限時間～120 時間 の一部）※
タイプ F	無業×無業

（※）就労時間に関する考え方は以下のとおりです。

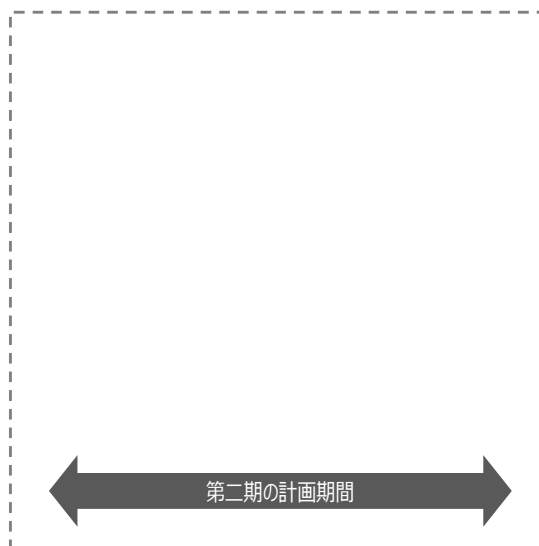
月 120 時間 以上	⇒	=両親ともフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量：1日11時間までの利用に対応
下限時間～ 月 120 時間	⇒	=両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量：1日8時間までの利用に対応 【CとC'（EとE'）の区分】 現在の利用状況または今後の利用意向を勘案し、幼稚園を利用する可能性が高い者をC'（E'）に区分する。
下限時間未満	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 48～64時間／月の間で市町村が定める

下限時間＝芦別市では48時間で設定。

### 3 児童数の今後の見通し

#### (1) 計画期間の児童数の推計

平成 26～30 年（各 10 月 1 日現在）の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率を過去 4 区間の幾何平均値を使用し、出生率を経年変化（平成 26～30 年のトレンド）で推計して計算しています。また、令和元年は、4 月 1 日現在の実績値を使っています。



## 4 教育・保育のニーズ量の見込み（案）

### [1] 基本的な考え方と検討の視点

ニーズ量は、計画期間（令和2～6年度）の児童数推計値に基づき、各事業の潜在需要（利用意向）を踏まえて見込みます。

この方法として、国はニーズ調査結果を用いた統一方式（国ワークシート。以下、国WS）もしくは、地域特性や施設整備等の状況に応じた自治体の独自設定も認めています。

しかしながら、国WSで算出されるニーズ量は次のような特性があります。

- 希望する事業は、すべてニーズ量に計上されるためニーズ量が大きくなりやすい。  
例…保育所に入所し、かつ、他の不定期事業を複数利用するといった、実際の利用以上のニーズ量が推計される。

結果として



国WSのニーズ量の見込み＝推計結果が、実際の利用状況と大きく隔たる可能性がある。

ニーズ量の見込みは、原則、国WSで算出した結果を量の見込み（暫定値）としているが、国WSの特性を考慮し、過去の実績と比較して極端な差異の場合、見込み量の補正あるいは独自の算定設定を行うものと考えます。

そのため、ニーズ量の見込み（暫定値）を以下の視点から検討する必要があります。

- 過去の利用状況と比較して多過ぎる、あるいは少な過ぎる見込みになっていないか。
- ニーズ量の見込みの補正方法や独自の算定設定の考え方は適切か。（国WSと異なる場合）
- 確保方策の検討に当たり留意すべき視点はあるか。

## [2]教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおり考えます。

<p>国 WS (統一方式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1号認定： 【タイプ C'、D、E'、F の推計児童数（3～5 歳）】 × 利用意向率（幼稚園等希望の割合）</li> <li>・ 2号認定（教育希望）： 【タイプ A、B、C、E の推計児童数（3～5 歳）】 × 利用意向率（幼稚園希望の割合）</li> <li>・ 2号認定： 【タイプ A、B、C、E の推計児童数（3～5 歳）】 × 利用意向率（保育所等希望の割合）</li> <li>・ 3号認定： 【タイプ A、B、C、E の推計児童数（0 歳、1・2 歳）】 × 利用意向率（保育所等希望の割合）</li> </ul>
<p>自治体での 補正・独自の 算定設定の 考え方</p>	<p>◎国 WS or 独自設定 基本的に 1号認定、2号認定、3号認定の見込みは国 WS を用いるが、現況（H26～30 年）から外れている場合は、推計児童数に、利用率（実績）もしくは利用の伸び（伸び率）を勘案して算出する。</p> <p>独自設定における基本的な算出方法の考え方（案） 「量の見込み（人）」 ＝「推計対象年度児童数（人）」×「平均利用率（％）」×「平均変動率（％）」 「平均利用率（％）」 ＝当該年以前の 5 か年の各年度対象人口利用率を平均したもの。 「平均変動率％」＝ ＝当該年以前の 5 か年の対象事業利用者の変動率を平均したもの。 また、各施設等の区分で利用率を算出し、推計児童人口に乗じて計算する。</p>



## 5 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み（案）

### [1] 基本的な考え方と検討の視点

ニーズ量は、計画期間（令和2～6年度）の児童数推計値に基づき、各事業の潜在需要（利用意向）も踏まえて量を見込むものです。この方法として、国はニーズ調査結果を用いた統一方式（国ワークシート。以下、国WS）を示すとともに、地域特性や施設整備等の状況に応じた自治体の独自設定も認めている。しかしながら、国WSで算出されるニーズ量の見込み＝推計結果が、実際の利用状況と大きな差異を生じている可能性がある。

ニーズ量の見込みは、原則、国WSで算出した結果を量の見込み（暫定値）としているが、過去の実績と比較して極端な差異の場合、見込み量の補正あるいは独自の算定設定を行うものと考えます。

そのため、ニーズ量の見込み（暫定値）を以下の視点から検討する必要があります。

- 過去の利用状況と比較して、多過ぎる、あるいは、少な過ぎる見込みになっていないか。
- ニーズ量見込みの補正方法や独自設定の考え方は適切か。（国WSと異なる場合）
- 確保方策の検討に当たり留意すべき視点はありますか。

### 独自設定時の共通算出方法

※自治体における基本算出方法（案）

独自設定における基本的な算出方法の考え方（案）

「量の見込み（人）」

＝「推計対象年度児童数（人）」×「平均利用率（％）」×「平均変動率（％）」

「平均利用率（％）」

＝当該年以前の5か年の各年度対象人口利用率を平均したもの。

「平均変動率％」＝

＝当該年以前の5か年の対象事業利用者の変動率を平均したもの。

ただし、実績によってはデータの連続性が一貫していなかったり、利用実績が少なかったり等の理由により、利用率や変動率を勘案して算出を行うものとします。

## (1) 利用者支援事業

子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業。

[対象年齢]0～5歳

国 WS (統一方式)	自治体で独自に設定
自治体での補正・独自の算定設定の考え方	<p>◎独自設定 (理由)</p> <p>国 WS にはないため、現在の児童福祉の拠点となる施設数または、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場等）等での実施を想定して設定します。今後5年間に増やす計画があれば、その箇所数を上乘せして勘案する。</p> <p>または、地域子育て支援拠点事業の場所を、有効活用する考え方だと、実際の事業を行っている拠点数を計画していくことで考えられます。</p>

## (2) 延長保育事業（時間外保育事業）

時間外保育事業は、通常の延長保育時間以降（18時以降）の保育。

[対象年齢] 0～5歳

国 WS (統一方式)	【タイプ A、B、C、E の児童数】×利用意向率（「保育所等を希望」かつ「18時以降の利用を希望する割合」）
自治体での補正・独自の算定設定の考え方	<p>◎独自設定 (理由)</p> <p>国 WS では、タイプ別児童数全員に18時以降の希望割合を乗じてニーズ量を算出するため、希望しない家庭も含まれたニーズになる。そのため、希望以上のニーズ量が計上されており、その結果実績と大きく乖離する。児童数の見通しに、※自治体における基本算出方法（案）で計算して、今後の利用の伸びを勘案して算出する。</p> <p>または各年度の保育利用者数×希望率（アンケートより）</p> <p>※希望率は、保育利用者のうち、18時以降希望者割合から算出します。</p>

### (3) 放課後児童クラブ・学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

国 WS （統一方式）	【タイプ A、B、C、E の児童数】×利用意向率
自治体での 補正・独自の 算定設定の 考え方	◎国 WS を参考にしながら、独自の算定設定 （理由） 国 WS からでは、放課後児童クラブのニーズ量は算出されない。そのため、児童数の見通しに、現在の利用登録数比率（実績）とアンケート利用希望から伸び率を鑑みて算出する。

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業

[対象年齢]0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人／年

国 WS （統一方式）	【全ての家庭類型の児童数】×利用意向率×利用希望日数
自治体での 補正・ 独自の算定 設定の考え方	◎独自設定 （理由） 国 WS では、アンケートの当該項目に「無回答」などがありニーズ量が実態にそぐわない例が多く見られるため、児童数の見通しに、※自治体における基本算出方法（案）で計算して、平均利用日数（実績）をかけて、さらに利用の伸び率は勘案して算出します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業。

[対象年齢]0歳

国 WS (統一方式)	自治体で独自に設定
自治体での 補正・独自の 算定設定の 考え方	◎独自の算定設定 (理由) 国 WS にはないので、各年度で生まれる児童全員(=0歳出生者数)を対象に実施するものとして推計します

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童(注)

国 WS (統一方式)	自治体で独自に設定
自治体での 補正・ 独自の算定 設定の考 え方	◎独自設定 (理由) 国 WS にはないので、対象者が発生している年度で発生率(対象者数÷児童数)を推計児童数に乗じて算出して推計します。※H26~30年で最大値を比率として採用します。

## (7) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

[対象年齢] 0～2歳

[単位]延べ利用者数 人/年

国 WS (統一方式)	【全ての家庭類型の0～2歳児童数】×利用意向率×利用希望日数
自治体での 補正・独自の 算定設定の 考え方	◎市の独自設定 (理由) 国 WS では、通常は想定されない保育所利用との同時利用の人数も計上するため、ニーズ量が多く算出されています。または、過小に算出される可能性も高いので、独自の算出とします。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳、②在園児以外は0～5歳

[単位]延べ利用者数(年間)人/年

### ①幼稚園における在園児対象型

国 WS (統一方式)	・1号認定：【タイプC'、D、E'、Fの3～5歳児童数】 ×利用意向率×利用希望日数 ・2号認定：【タイプA、B、C、Eの児童数】 ×利用意向率(100%)×利用希望日数(就労日数)
自治体での 補正・独自の 算定設定の 考え方	◎国 WS (1号認定) + 独自設定(2号認定) (理由) 親が就労しながら幼稚園利用する場合(2号認定)について、国 WS では年間就労日数(概ね週5日×52週=260日)と同様で計上しており、その結果が実績と大きくかい離する。 または、※自治体における基本算出方法(案)で計算して、平均利用日数(実績)をかけて、さらに利用の伸び率は勘案して算出します。

## （９）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業

[対象年齢] 0～5歳

国 WS (統一方式)	【タイプ A、B、C、E の児童数】 × 利用意向率 × 利用希望日数
自治体での補正・独自の算定設定の考え方	<p>◎ 独自設定 (理由)</p> <p>国 WS では、希望日を含むすべての人数や日数を計上するため、ニーズ量が多く算出されている。または、事業未実施の場合、量の見込みが想定できないため以下の流れで算出することも考えられる。</p> <p>親族が預かるケースや費用負担等を理由にそこまでの利用は現実的に考え難いことから、児童数の見通しに、※自治体における基本算出方法(案)で計算して、平均利用日数(実績)をかけて、さらに利用の伸び率は勘案して算出します。</p>

## （10）子育て援助活動支援事業（就学後）（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 就学児

国 WS (統一方式)	独自に設定できる
自治体での補正・独自の算定設定の考え方	<p>◎ 独自設定 (理由)</p> <p>国 WS のままでは、ニーズ量が 0 人日になるため、以下の補正を行う。</p> <p>児童数の見通しに、※自治体における基本算出方法(案)で計算して、平均利用日数(実績)をかけて、さらに変化率を勘案して計算します。</p> <p>または、</p> <p>&lt;低学年&gt; 各年度の児童数の推計 × ①出現率○% × ②1人当た平均利用日数○○日</p> <p>&lt;高学年&gt; 各年度の児童数の推計 × ①出現率○% × ②1人当た平均利用日数○○日</p>

## (11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業

国 WS (統一方式)	自治体で独自に設定
自治体の 補正・ 独自の算定 設定の 考え方	◎独自設定 (理由) 国 WS にはないので、子どもが生まれる前の年度から妊婦健診の受診が始まるため、簡易的に、前年度の出生者数と当年度の出生者数の平均を対象者数として計算して推計します。または、各年度の妊娠届け件数を実数として集計し、伸び率を勘案して計算して推計します。 ※1 人に対し 14 回の助成が基本となっているため、実際には妊娠届の遅れや早産等の理由により全 14 回を受けられないケースもあるが、基本の 14 回で推計します。